

鹿児島県における2050年カーボンニュートラル の実現に向けた今後の施策展開

R4.3.30 鹿児島県地球温暖化対策室

- 1 国の地球温暖化対策計画と整合する2030年度排出削減目標の設定
 - ・国の地球温暖化対策計画において、2030年度の温室効果ガス排出削減目標が2013年度比46%削減とされたことを踏まえ、これと整合する削減目標を設定すること。
- 2 本県の地域特性を踏まえた効果的な温室効果ガス排出削減対策の実施
 - ・運輸部門がエネルギー起源二酸化炭素排出量の約4割を占めることや、基幹産業である農業における温室効果ガス排出量が比較的多いこと等を踏まえ、効果的な対策を講じること。
 - ・火力発電に依存せざるを得ない離島において、再生可能エネルギーの導入を推進すること。
- 3 県民や事業者等における気運の醸成及び理解の深化
 - ・地球温暖化の現状や温室効果ガスの排出削減の必要性等について、県民や事業者の理解を深め、地球温暖化対策に対する気運醸成を図ること。
- 4 事業者における脱炭素経済社会への対応の促進
 - ・大手企業から取引先に対する排出削減の要請、金融機関におけるESG投資（環境・社会・企業統治に関する情報を考慮した投資）、環境配慮製品・サービスを選択する消費者へのインセンティブ付与、カーボンプライシング（炭素に価格を付け、排出者の行動を変容させる政策手法）等の動きを踏まえ、事業者による積極的な温室効果ガス排出削減や新分野への参入、事業転換等を促進すること。
- 5 本県の多様で豊かな資源を活用し、自然環境に配慮しつつ、地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進
 - ・改正地球温暖化対策推進法に基づき、地域の自然的社会的条件に応じた環境配慮基準を設定し、市町村における地域脱炭素化促進事業（再生可能エネルギー施設の整備等）の円滑な実施につなげること。
 - ・地域特性を生かし、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進すること。
 - ・再生可能エネルギーを活用した地域の活性化を図ること。
- 6 温室効果ガスの吸収源対策の推進
 - ・計画的な間伐や伐採後の再造林の実施、保安林の適切な整備、県民参加の森林づくりなど多様で健全な森林づくりを推進すること。
 - ・公共建築物や民間建築物における県産材利用を促進すること。
 - ・藻場造成技術開発に取り組み、藻場の維持・保全の取組を支援すること。
- 7 県庁における率先実行
 - ・県庁環境保全率先実行計画を改定し、自らの事務事業に関し率先して地球温暖化対策を実施すること。
- 8 関係機関との連携
 - ・国、市町村、金融機関や電力会社を含む事業者、民間団体、県地球温暖化防止活動推進センター等と連携し、県民、事業者、行政が力を合わせて、一体となって地球温暖化対策を積極的に推進すること。